

『健康は 歯から 口から 笑顔から』
—これからの時代の学校歯科保健—

日本学校歯科医会 副会長 柏植 紳平

近年の子どもや学校を取り巻く環境の変化を法的な面から捉えると、WHO のヘルスプロモーションの考え方「自分の健康は自分で守る」が根底にあるのが分かります。平成 7 年の学校保健法の一部改正・施行により、子どもたちを疾病の側から見ないで健康の側から見て、現在疾病を持つ子どもはもちろん、リスクの高い子どもへの指導や、現在問題が認められない子どもの健康の保持増進を図るように観点が 180 度転換しました。歯科保健では CO・GO の導入がその一例です。また、「生きる力、ゆとり、総合学習」がキーワードの平成 14 年の学習指導要領の改訂施行、そして平成 12 年から始まった「健康日本 21」とそれを法的に支える平成 15 年の健康増進法の施行もヘルスプロモーションの考え方に基づいています。文部科学省の参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での歯・口の健康つくり」、日本学校歯科医会の「学校歯科医の活動指針改訂版」はこうした背景を考慮し、健康志向を明確にした内容になっています。ぜひお目通しください。

一連の変化は学校歯科保健・学校歯科医の在り方にも影響を及ぼしました。平成 7 年までは、学校歯科医は健康診断を行って、疾病のある子どもをピックアップし、事後措置として勧告書を出すように指示するのが大きな割合を占めていた学校が大多数でした。しかし、現在では、前述のように疾病を持つ子どもだけでなく、ハイリスクの子どもを指導することによって健康の側へ引き戻すことや、すべての子どもが健康を保持増進できるように教育するための支援を強化せねばなりません。また、積極的に学校へ出向き、教職員と連携して、直接子どもに授業や講話を行ったり、養護教諭と連携して教職員、保護者・地域の人々に歯科保健に関する新しい情報を伝えるなど、子どもの健康の保持増進のための環境整備をするのも学校歯科医の重要な仕事です。

学校歯科保健の在り方の変化は、時代の流れの中で社会が望んでいることなのです。基本的には子どもが「歯は大切なもののなんだ」という気持ちになってくれることから始まるものです。

では、これから学校歯科保健を具体的にどのように展開していくべきでしょうか。本日は皆さんと一緒にそのことを考えたいと思います。(2008.2.28)